

目 次

1	指針策定の目的	1
2	市民活動及び協働とは	1
(1)	定義について	1
①	市民活動の定義	1
②	協働の定義	3
(2)	市民活動支援及び協働の原則	3
(3)	市民活動及び協働に期待される効果	4
①	市民にとっての効果	4
②	市民活動団体にとっての効果	5
③	行政にとっての効果	5
3	市民活動及び協働の現状と課題	5
(1)	市民活動の現状	6
①	地縁系団体（自治会、婦人会等）	6
②	NPO、ボランティア団体	6
(2)	協働の現状	7
(3)	課題	7
①	相互理解についての課題	8
②	情報面の課題	8
③	事務所や活動拠点等の課題	8
④	人材面の課題	8
⑤	活動の継続性についての課題	9
⑥	協働システムの課題	9
4	市民活動・協働推進のための行政支援の基本的考え方	9
(1)	公共、公益活動に支援	9
(2)	自主性・自発性の尊重	9
(3)	協働事業の効果的活用	10
(4)	県・市の役割分担	10
5	市民活動・協働推進のための基本指針	11
(1)	基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います	11
①	市民活動への市民参加の促進	11
②	行政職員の研修の実施（協働意識の向上）	11
③	市民活動団体との意見交換会の設置の検討	11
④	市民活動団体の実態調査	11
(2)	基本指針2 情報の共有を進めます	12
①	情報の積極的な公開	12
②	情報の最適な提供方法の検討	12

(3) 基本指針3 市民活動等の拠点となる場の整備に努めます	13
① (仮称)市民活動サポートセンター設置の検討	13
② 公共施設利用の促進	13
(4) 基本方針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます	14
① 学習機会等(研修会、セミナーの実施)の提供	14
② 市民活動アドバイザーの登録	14
(5) 基本指針5 市民活動支援機能の充実に努めます	15
① 相談窓口の充実	15
② 協働関係機関との連携強化	15
③ 財政的支援策の検討	15
(6) 基本指針6 民間相互の協働を推進します	15
① 地縁系団体とNPO法人等との協働	16
② 企業と市民活動団体との協働	16
③ 大学と市民活動団体との協働	16
(7) 基本指針7 行政との協働を推進します	17
① 提案型の協働事業の効果的な活用	17
② 既存委託事業等の見直しの実施	17
③ 協働マニュアル、協働事例集の作成	17
6 基本的指針の実現に向けて	18
(1) 市民意識の醸成	18
(2) 推進体制づくり	18
① 職員の意識改革	18
② 庁内体制の整備	18
(3) 事業計画の策定	18

資料編

資料1 「市民活動に関する市民意識調査」結果抜粋	19
資料2 協働の形態	21
資料3 用語説明等	22
資料4 姫路市市民活動推進懇話会の概要	24